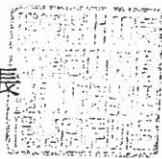


環水大大発第 15042010 号  
平成 27 年 4 月 20 日

都道府県  
市・特別区 騒音・振動担当部(局)長 殿



環境省水・大気環境局  
大気生活環境室長



就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部改正について（通知）

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）が、平成 24 年 8 月 22 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行された。これに伴い、同法に新たに規定される「幼保連携型認定こども園」について、騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示における所要の規定の整備を行う必要があることから、騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部を改正する省令等が平成 27 年 4 月 20 日に公布され、同日に施行された。

については、改正された省令及び告示の円滑かつ適切な運用が図られるようお願いするとともに、都道府県担当部（局）長におかれましては、本通知の主旨を踏まえ、貴管下町村にも必要に応じ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

## 第 1 改正された法令

### （1）騒音規制法の関係告示

以下の規定に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する「幼保連携型認定こども園」を追加。

- ① 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号）第 1 条第 1 項

② 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月厚生省、建設省告示第1号）別表第1号二

(2) 振動規制法の関係省令及び関係告示

以下の規定に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」を追加。

① 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年11月環境庁告示第90号）第1条

② 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第一付表第1号二

## 第2 改正の内容

騒音規制法及び振動規制法に基づく規制基準や改善勧告の基準では、騒音や振動による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）から一定距離の区域内については、他の区域より厳しい基準が規定されている。

今回の改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正の施行に伴い、同法に新たに規定される「幼保連携型認定こども園」についても、学校や保育所と同様の扱いとするものである。

平成27年4月20日 月曜日

官報

## ○農林水産省令第四十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替え

て適用される同法第四十四条第二項及び第四十九

条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規

則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十日

農林水産大臣 林 芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する

省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水產

省令第二百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二劇薬の項中第四十号を第四十六号と

し、第六号から第四十四号までを一号ずつ繰り下

げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 イメビトイ

別表第三中第二十一号を第二十二号とし、第七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 イメビトイ

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省告示第二百二十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）

の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十日

第二号ハの表安田工業株式会社の項中「鋸造」の下に「仕上げ」を加え、同表に次のように加え

る。

○法務省告示ヤシカ車体

株式会社山岸製作所

ケーワイ鋼業株式会社

株式会社田中鉄筋工業

熊本県熊本市南区城南町沈目千六百八

十六番地

茨城県石岡市下林三千三百二十九番地

溶接

○法務省告示第二百二十六号

日本国政府が、公用旅券所持者に対する公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十五

年四月一日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光榮を有する。

ラオス人民民主共和国の国民であつて、ラオス人民民主共和国外務省が発給した有効な公用旅券

を所持しラオス人民民主共和国外務省が発給した有効な公用旅券

の持主は、その滞在期間のいかんを問わず、公用査証を取得することなく日本国に入国することができ

## ○環境省令第十九号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十五条第一項の規定に基づき、振動規制法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十日

環境大臣 望月 義夫

振動規制法施行規則の一部を改正する省令

五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一付表第一号二中「図書館並びに」を「図

書館」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並

びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合

的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第

七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認

定こと（も園）を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

## 告示

## ○宮内庁告示第四号

天皇皇后両陛下は、石川県において開催される

第六十六回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情

を御観察のため、五月十六日から同月十八日まで

同県へ行幸せになる。

平成二十七年四月二十日

宮内庁長官 風岡 典之

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省告示第二百二十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）

の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十日

第二号イの表に次のように加える。

あすか創建株式会社

株式会社カワセ精工

岐阜県大垣市野口一丁目三百八番地の

溶接

○法務省告示第二百三十六号

平成二十七年二月二十五日及び同年三月二日にビエンンチヤンで、公用旅券所持者に対する査証の相

互免除措置に関する口上書の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われ、同口上書にいう措置

は、平成二十七年四月一日から実施された。

平成二十七年四月二十日

○法務省告示第二百二十九号	東京都品川区東品川四丁目一番八号	溶接
○外務省告示第三百三十六号	岐阜県揖斐郡池田町田畠五百二十二番地	家具製作
○外務省告示第三百三十六号	岐阜県揖斐郡池田町田畠五百二十二番地	金属プレス加工
（訳文）	（訳文）	口上書
（訳文）	（訳文）	（訳文）





